

15 平成18年8月9日申請（平成18年（争）第1号～第14号）（接続に関する費用負担）

(1) 経過

平成18年	
8月 9日	A社等各社から、あっせんの申請（平成18年（争）第1号～第14号（以下「第1号～第14号」という。）。（⇒（2））
10日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知（第1号～第14号）。
11日	あっせん委員（森永委員長代理、尾畑特別委員及び樋口特別委員）の指名（第1号～第14号）。
9月 4日	B社から、答弁書の提出（第1号～第14号）。（⇒（3））
11日	両当事者から意見の聴取（第1号～第14号併合）。
10月16日	A社等各社から、B社からの答弁書（9月4日付け）に対する意見書の提出（第1号～第14号）。
11月 7日	B社から、A社等各社からの意見書（10月16日付け）に対する答弁書の提出（第1号～第14号）。
30日	両当事者から意見の聴取（第1号～第14号併合）。 あっせん委員から、途中見解の提示（第1号～第14号）。
12月14日	B社から、網使用料算定に関する考え方の提出（第1号～第14号）。
平成19年	
1月12日	A社等各社から、B社の考え方（12月14日付け）に対する考え方の提出（第1号～第14号）。
25日	B社から、A社等各社の考え方（1月12日付け）に対する考え方の提出（第1号～第14号）。
3月 6日	A社等各社から、B社の考え方（1月25日付け）に対する考え方の提出（第1号～第14号）。
23日	A社等各社が、申請の取下げ（第1号～第14号）。（⇒（4））
27日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請の取下げがあった旨の通知（第1号～第14号）。

## (2) 申請における主な主張 (第1号～第14号)

### ア 協議不調の理由及び経緯

A社等各社の網使用料については、従来、業界の標準的水準である、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の接続料（IC接続）と同じ水準（以下「LRIC水準<sup>※</sup>」という。）により相互接続事業者と合意がなされてきた。

平成17年3月、A社等各社は、平成16年度及び平成17年度に適用する網使用料について、LRIC水準で協定事業者に対して提案したところ、B社は、3分5.36円（平成16年度当初認可NTT東西IC接続料）以上の水準は認められないとして協議が不調となった。

### イ 申請の内容

A社等各社は、

- ・ 自社網の網使用料水準について、通常、相互接続事業者とは業界の標準的な水準であるLRIC水準にて合意している。
- ・ 平成17年度に関し、（実際のコストに基づき）網使用料水準を算出したところ、LRIC水準を上回る水準となっている。

ことから、LRIC水準とは別の水準とすることについて合理的根拠が提示されないのであれば、合意形成の可能な上限値としての業界の標準的水準であるLRIC水準にて合意するようあつせんを求める。

※ 平成16年度接続料は6.12円/3分(精算後)、平成17年度接続料は7.09円/3分。

## (3) 答弁書における主な主張 (第1号～第14号)

電気通信役務の提供においては、各相互接続事業者が開発・営業・効率化といった企業努力を継続して行うことにより、相互のネットワークの付加価値を高め、利用者料金設定権の有無にかかわらず、利用者利便の向上と利用者料金の低廉化を実現すべきである。

また、通信量が減少しているNTT東西網とは異なりA社等各社の利用者数及び通信量は増加しており、平成16年度及び平成17年度については、平成15年度当初の合意水準（5.36円／3分）から、値上げする合理的な根拠がなく、双方が合意に至らない場合には、事業者間の合意が成立している水準での接続が継続されるべきである。

(4) あっせん申請取下げについての事情説明 (第1号～第14号)

A社等各社は、本件対応の見直しを行った結果、平成18年8月9日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について取り下げる。